

## ( 物 品 売 買 契 約 )

仕 様 書

- 1 件 名 令和5年度鉄骨資材等売却処分業務
- 2 規格数量等 別紙のとおり
- 3 業務内容 多賀城市上下水道部施設整備課が保管している鉄骨資材等の運搬、処分
- 4 保管場所 多賀城市栄4丁目地内（八幡雨水ポンプ場敷地内）
- 5 処分期限 令和6年1月31日まで
- 6 処分方法 各種法令等に違反しない範囲で自由処分とする。
- 7 報告書の提出 受注者は資材の撤去が完了後、発注者に対し完了報告書を提出する。
- 8 売却益の納入 発注者は完了報告を確認後、納入通知書を発行し、受注者は発行された納入通知書に基づき、30日以内に納入すること。
- 9 納入期限 令和6年3月2日まで
- 10 そ の 他
  - (1) 多賀城市は環境マネジメントシステムを運用し、地球環境保全に取り組んでいることから業務の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。
  - (2) 引渡は現状での引渡とする。
  - (3) 現地での解体仕分け及び運搬に要する費用及び除草等の費用は受注者の負担とする。
  - (4) 現地で作業を行う際、八幡雨水ポンプ場に入出場する一般車両幅が確保できれば、作業ヤードとして使用することができる。
  - (5) 現地での作業に際して、発注者の指示に従い、事故のないよう十分に注意すること。
  - (6) 受注者は、多賀城市と契約を締結した物品売買契約において、当該契約の履行に当たり、暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。
  - (7) 受注者は、上記(4)により警察への通報等を行った場合には、速やか

に当該事務を所掌する課長等にその内容を書面により報告すること。

- (8) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。